

〈令和8年度中にお受けになる大学等の〉

# 受験料を補助します！

京丹後市では、経済的に困窮している世帯の子どもの学習機会を確保することを目的に、大学や専門学校等の受験料を支援します。

## 対象者

申請年度の末日において20歳未満の受験生の保護者等で、下記①～④のいずれにも該当すること

- ① 受験生及び保護者等が同一の世帯に属していること
- ② 申請年度において、世帯を構成する者のいずれもが住民税非課税である世帯であること
- ③ 世帯を構成する者のいずれもが本市に納入すべき市税等を滞納していないこと
- ④ 申請日において1年以上継続して京丹後市の住民基本台帳に記録されていること

## 対象経費

令和8年度に受験した大学等の受験料（振込等手数料は除きます。）

【対象校】学校教育法に規定する大学、短期大学、専修学校(専門課程に限る)、高等専門学校（4年次）

## 補助金額

申請年度において受験生一人につき**5万3千円（上限）**

## 申請期間

**令和9年3月31日（水）** 16時半まで（※随時募集）

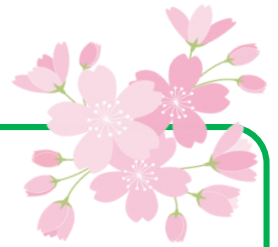
詳しくは京丹後市ホームページをご覧ください。  
申請書は、ホームページ、市民局、地域公民館に備え付けています。

【問い合わせ・申請先】

京丹後市教育委員会事務局 教育総務課  
〒629-2501 京丹後市大宮町口大野226  
☎ 0772-69-0610



## 申請手続き



- ① 受験
- ② 交付申請 [申請者→市]
- ③ 交付決定・確定 [市→申請者]
- ④ 請求 [申請者→市]
- ⑤ 交付 [市→申請者]

※補助金の申請は申請年度において受験生1人につき1回となります。  
複数の大学等を受験される場合はまとめて申請してください。

## 提出書類

- ① 京丹後市大学等受験料支援補助金交付申請書
- ② 補助対象経費の額が確認できるもの
- ③ 大学等を受験したことが確認できるもの
- ④ 大学等の受験料の支払いを証する

※②～④は、受験料の金額、受験生の氏名、受験日、受験校等が分かることが必要です。領収書等一つの書類で全て確認できる場合、その書類のみの提出で構いません。必要に応じて書類を追加提出いただく場合があります。

## Q & A

Q1：不合格になっても補助金の対象になりますか。

A1：受験された受験料が補助対象となりますので、不合格となったものでも補助対象となります。

Q2：受験にかかる交通費や宿泊費も補助対象となりますか？

A2：受験料として大学等に支払われた受験料が補助対象となりますので、交通費や宿泊費は対象となりません。また、受験料を支払われた際の振込手数料等も補助対象となりません。

Q3：大学入学共通テストの受験料も補助対象となりますか？

A3：大学入学共通テストの受験料は検定料とされていますが補助対象となります。